

平成22年 3月26日  
学生支援担当理事決裁  
平成30年10月11日改定  
令和2年12月1日改定  
令和6年2月2日改定

### 学生の通称名使用の取扱いについて

本学の学生が、性別不合の事情により通称名の使用を希望する場合の取扱いは次のとおりとする。

1. 通称名使用を希望する学生は「通称名使用願」を所属部局の事務担当係に提出する。
2. 所属部局長は「通称名使用願」を学生支援担当理事へ提出する。
3. 学生支援担当理事は「通称名使用願」を確認し、使用の可否について所属部局長に通知する。
4. 通称名の使用にあたっては、所属部局長から当該学生へ「通称名使用承認通知書」を交付する。
5. 通称名使用に係る法律上の氏名との同一性証明については、当該学生の責任で行うものとする。